

真岡市の家庭系もえるごみ指定袋取扱店マニュアル（配付用）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する真岡市の家庭系もえるごみ有料化に伴い、指定ごみ袋の取扱店を募集するにあたり、その基準を定めるものです。

概 要

真岡市では、ごみを出す市民が市の指定したごみ袋を購入することでごみ処理手数料を支払う「指定ごみ袋制」を導入して、家庭系もえるごみの有料化を実施します。
この制度の導入にあたり、このマニュアルの規定により指定ごみ袋を市民に直接販売する取扱店を募集します。

1. 指定ごみ袋の発注および販売について

(1) 袋の種類および価格・取扱料

種 類	1組枚数 (外袋)	1箱の 組数	仕入価格 (1箱)	販売価格 (1組)	取扱料(仕入代金の5%) (1箱)
45リットル	10枚入	40組	20,000円	500円	1,000円 +消費税
30リットル	10枚入	40組	12,000円	300円	600円 +消費税
20リットル	20枚入	20組	8,000円	400円	400円 +消費税

(2) 発注等の指定事項

- ① 発注先は、下記の指定ごみ袋製造委託業者（以下「製造業者」）となります。

製造業者名： 中央テクニカ株式会社
住 所： 真岡市並木町三丁目8番地
F A X： 0285-84-7329
電 話： 0285-84-0271

- ② 発注は、原則としてFAXで行ってください。
③ 発注は、1箱単位とします。
④ 発注は24時間365日受け付けています。
発注先で内容を確認しましたら、配送予定日がFAXで返送されます。
⑤ 取扱店は、発注した指定ごみ袋を配送業者から受領するときには納品書を受領し、3年間保管してください。

- ⑥ 毎月1日から末日までの納品書を市で集計し、翌月以降に指定ごみ袋のごみ処理手数料（以下「仕入代金」という。）の納品書を郵送しますので、取扱店は必ず、納期限までに収めてください。
- ⑦ 上記⑥の支払い方法は、現金払いとします。納付書で支払う際に振込手数料がかかる場合には、取扱店の負担となります。

（3）販売上の指定事項

- ① 販売は1組（外袋）単位とし、指定ごみ袋を外袋から出してのバラ売りはできませんのでご注意ください。
- ② 販売価格は、市条例のごみ処理手数料として上記（1）の表中の額で定められていますので、消費税は販売価格に含まれるものとしてください。また、値引きや割増し、景品やサービス品として無料配付することはできません。
- ③ 市民からの不良品の届出があったときは、手持ちの在庫品と1組（外袋）単位で交換してください。また、市民から引き取った不良品や販売時の不良品であったものは、（袋製造業者）に報告・返品し、補充をうけてください。
- ④ 取扱店は、一般の需要を満たすことができる数量の指定ごみ袋を常備し、適正に在庫管理を行ってください。

（4）取扱料等の指定事項

- ① 市がこの業務で取扱店に支払う取扱料は、仕入代金の5パーセント相当の額に消費税を乗じた額となります。
- ② 取扱料は、取扱店が上記（1）の表中の仕入価格に準じた代金を市に支払うときに仕入代金から取扱料を差し引く繰替払による支払いとなります。

《例》45ℓの指定袋を1箱仕入れた場合（上記1の（1）の表を参照）

20,000円	仕入価格
- 1,000円	取扱料（仕入価格の5%）
- 100円	消費税（現在10%）
18,900円	取扱店が納付する額

2. 申請資格について

この申請の資格要件は、次のとおりです。

- （1）日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)で定める小売業を営む者で、市内に店舗を有する者
- （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第7条第5項第4号の規定に該当しない者
- （3）市税等を滞納していない者

- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者でない者

3. 申請書類について

- (1) 真岡市指定ごみ袋取扱店指定申請書
- (2) 誓約書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しない者であることの誓約書）
- (3) 市税等完納証明書 真岡市役所 納税課（市役所1階）で取得
- ① 法人名義（法人化されていない場合、代表者世帯全員のもの）
- ② 法人の代表者が真岡市に住所がある場合、代表者世帯全員のもの
- 申請日3ヶ月以内に発行されたものとし、コピーは不可とします。

4. 審査結果の通知について

- (1) 審査の結果、市長が指定袋の取扱店として認めるときは、真岡市ごみ袋販売取扱要綱第5条の規定により申請者に通知します。
- (2) 上記により市長から取扱店の指定を受け、指定袋を販売するときは、店舗の見やすい場所に市が指定する「取扱店」の表示をしてください。

問合せ先

真岡市市民生活部環境課ごみ減量係

住 所：真岡市荒町5191番地

電 話：83-8126

FAX：83-8392